

公務員給与改定の勧告に当たって

人事院総裁談話（平成19年8月8日）

1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告しました。

本年は、公務員と民間の給与比較において、公務員の月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることが明らかになりました。そのため、公務員の月例給を本年4月から0.35%改定することとし、俸給表については、初任給を中心に若年層に限定した改定を行い、中高齢層については据え置くこととしました。あわせて、子等に係る扶養手当の引上げ及び地域手当の繰上げ改定を行うこととしました。また、特別給（ボーナス）については、0.05月分引き上げることとしました。

2 人事院は、平成18年度から地場賃金の反映、能力実績主義の強化など俸給制度、諸手当制度全般にわたる給与構造改革を実施しており、本年は、平成20年度から実施する措置として、専門スタッフ職俸給表を新設することとしました。この俸給表は、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是正し、在職期間の長期化に対応する観点から、人事管理の複線型を図るための環境整備の一環となるものです。

人事院としては、引き続き、公務員給与の改革を着実に実施していくことを通じて、国民の支持の得られる適正な公務員給与の確保に向けて全力で取り組んでいきたいと考えています。

3 近時、行政部門において職員の不祥事や行政の破綻とも言うべき事態が生じ、国民の不信を招いていることは極めて遺憾であります。公務員諸君は、国民の厳しい批判にさらされていることを真摯に受け止め、関係者はもとよりすべての公務員が、国民の信頼の回復に向けて努力しなければなりません。公務員諸君には、初心に立ち帰り、憲法に定める国民全体の奉仕者としての自覚の下、使命感を持って担当する職務に課せられている行政目的の実現に全力を挙げて取り組むことが求められており、幹部公務員は、

率先して範を示さなければならぬと考えます。

- 4 先の通常国会において国家公務員法が改正され、さらに公務員制度改革の議論が進められています。人事院としても、公務員がその持てる能力を活かして、それぞれの職場で誇りと志をもって国民のために公務に従事することができるよう、公務員人事管理の在り方を見直していく必要があると考えます。そのために、人事行政の専門機関等の立場から公務員制度改革に積極的に貢献していきたいと考えています。
- 5 公務員の給与を、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告により、経済情勢、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して決定することは、国民の理解を得られる適正な給与水準を確保するものとして定着しており、また、全国津々浦々で国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や実績に的確に報いるとともに、行政運営の安定に資するものであると確信します。

国民各位におかれでは、人事院が行う勧告の意義と行政各部においてそれぞれの職務を通じ、国民生活を支えている多くの公務員が在ることについて深いご理解を賜りたいと存じます。